

事業継続支援金

に関するお知らせ（5月9日時点版）

事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けた市内事業者の皆様に、事業継続の一助としていただくための、

事業全般に広く使える支援金です。

支援金額（申請は1回のみ）

中 小
企業者は

20万円

小規模
事業者は

10万円

対象者

1. 倉敷市内の中小企業者又は小規模事業者

- 法人は、市内に主たる事業所を有するもの。
- 個人事業主※1は、市内に住所及び事業所を有するもの。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのいずれかの月の売上高が、**前年同月比で20%以上減少**している事業者※2、3、4

- ※1 事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でないもの。
- ※2 令和元年（法人は前事業年度）の確定申告書類と、対象とする減収月の売上高を示した帳簿の写しなどが必要です。
- ※3 事業継続期間が短い方、り災証明を受けた方、信用保証協会の保証付き融資に係る市の認定を受けた方等に、売上減少確認書類の特例措置があります。
- ※4 年間売上減少見込みが支援金額（中小企業者は20万円、小規模事業者は10万円）に満たない場合は、支援金は交付されません。

申請方法など、詳しくは中面、裏面をご確認ください。➡

<お問合せ>

倉敷市商工労働部事業継続支援室

コールセンター TEL 086-426-3050 【受付時間】 9時から17時



倉敷市事業継続支援金

対象となる事業者について

中小企業者・小規模事業者

※個人事業主の方も下記に該当すれば対象となります。

- 中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下段3業種を除く。）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	

対象となりうる方

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社） ●個人事業主
- 医療法人 ●社会福祉法人
- 以下の要件を満たす特定非営利活動法人
 - ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
 - ・認定特定非営利活動法人でないこと

対象とならない方

- 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人 ●学校法人 ●協同組合等の組合 ●政治団体 ●宗教上の組織若しくは団体 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ●その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

提出書類に関する特例措置

※1ページ下部、点線枠内の「※3」を参照

- 売上高20%以上の減少要件に関して、以下の特例を設けています。

事業継続期間が短く申請時点で前年同月比較ができない方

売上減少対象月を含む直近3か月の平均と比較することができます。（開業届の提出も必要）

災害の影響を受けて比較が困難な方

平成30年7月豪雨災害の事業用り災証明書を提出する場合、り災した年の前年同月の売上高と比較することができます。

他の制度で既に減少要件が確認できる方

売上高が20%以上減少したとして、信用保証協会の保証付融資（セーフティネット保証4号、危機関連保証）利用に係る市の認定を受けた方や、国の小規模事業者持続化補助金申請に係る市の売上減少証明を受けた方は、市の認定書又は証明書をもって、売上減少確認書類に代えることができます。

申請に必要な書類

申請書に加えて、以下の確認書類が必要です。

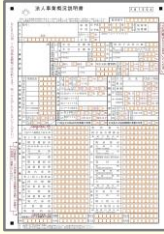
法人の方

※特例措置（2ページ下部）を受ける方は書類が異なるのでご注意ください。

- 前事業年度の確定申告書類の写し（別表一、及び法人事業概況説明書（両面））
- 売上減少となった月の売上高がわかるもの（売上台帳等）
- 法人名義の口座通帳の写し（おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方）



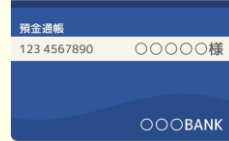
確定申告書別表一
(1枚)



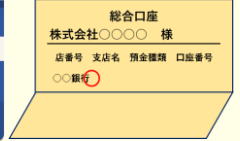
法人事業概況説明書
(両面)



売上台帳



おもて面



1、2ページ目

通帳

個人事業主の方

※特例措置（2ページ下部）を受ける方は書類が異なるのでご注意ください。

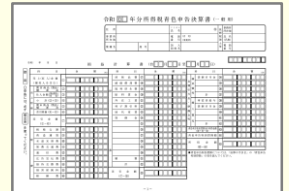
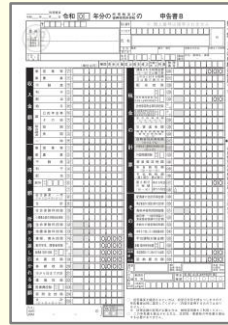
- 令和元年の確定申告書類の写し

①青色申告者

令和元年分の確定申告書B第一表、及び
所得税青色申告決算書（1、2ページ目）

②白色申告者

令和元年分の確定申告書B第一表



- 売上減少となった月の売上高がわかるもの（売上台帳等）

- 申請者本人名義の口座通帳の写し（おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方）

- 本人確認書類（次のいずれかの写し）

●運転免許証（両面）又は運転経歴証明書（両面） ●マイナンバーカード（おもて面）

●写真付きの住民基本台帳カード（おもて面）

●在留カード ●特別永住者証明書 ●外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る。）

●公的身分証明書（パスポート（顔写真のページ）、健康保険証等）及び住民票の写し（発行日3か月以内のもの）



※個人事業主の事業所が住民票の住所地にあって、申請書に屋号の記載がない場合は、上記に加えて事業実態が確認できる書類の写し（開業届、業務請負契約書など）が必要です。

法人・個人事業主 共通（確定申告書類の提出にあたっての注意事項）

※必ず申告済のもの（以下のいずれか）をご用意ください。

●税務署の「收受日付印」が押された確定申告書の控え

●e-Taxの場合は、税務署で申告した「電子申告日時」が印字された確定申告書の控え又は自宅等で申告した確定申告書の控えに「受信通知（所得額の記載あり）」を添付したもの

倉敷市事業継続支援金の提出方法

申請書に必要な事項を記載し、申請内容を証明する書類（3ページ参照）を添付して期限内に提出してください（**1事業者1回のみ**）。



- 申請期限は**令和2年9月30日（水）**です。
- 申請書は、倉敷市「事業継続支援室」のホームページ、市役所又は市内の各商工会議所・商工会窓口等で入手いただけます。

郵送・窓口

※感染症拡大防止のため原則郵送での提出をお願いします。



●郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。
郵送料は申請者の負担となります。

**【郵送先】〒710-8565 倉敷市西中新田640
倉敷市事業継続支援室**

※「**支援金申請書在中**」と朱書きしてください。

●窓口へ提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、本庁及び各支所設置の受付BOXに投函してください。

【提出窓口】（9時から17時 ※平日・土日・祝日、支所は平日のみ）
市役所本庁 1階市民ホール 5月9日(土)から当面の間
児島・玉島・水島・真備支所産業課 5月11日(月)から当面の間

オンライン



倉敷市「事業継続支援室」ホームページから**オンライン申請はこちら**>ボタンをクリックし、申請画面に進んでください。
必要項目を全て入力し、必要書類を添付して申請してください。

※電子添付はスマホ画像でもOK（鮮明なものに限る）

※添付データの容量は合計で20メガバイト以内



倉敷市を装った詐欺にご注意ください。



市職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。

